

施政方針に対する質問について

1 市長の施政方針に対する質問の実施状況について

各市議会で行われている市長の施政方針に対する質問の実施状況について、調査を行いました。

◆ 県南10市議会の実施状況について

施政方針に対する質問を行っている県南10市の状況は、次のとおりです。

(令和2年2月1日現在)

実施状況	自治体名
実施している	守谷市、つくば市、かすみがうら市
実施していない	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 稲敷市、つくばみらい市

◆ 県内市議会の実施状況について

施政方針に対する質問を行っている県内市議会の状況は、次のとおりです。

(令和2年2月1日現在)

実施状況	自治体名
実施している (7市)	古河市、常陸太田市、守谷市、つくば市、 かすみがうら市、行方市、鉾田市
実施していない (25市)	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、 龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、 笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、 鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、 坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、つくばみらい市、小美玉市

2 施政方針に対する質問を行っている自治体の状況について

施政方針に対する質問を行っている県南3市の状況は、次のとおりです。

自治体名	実施内容
守谷市	配布時期：施政方針原稿は、開会16日前に配布 質問時期：本会議2日目 通 告：通告制をとっていない 質問時間：無制限 質問回数制限：3回
つくば市	配布時期：施政方針の骨格原稿は、告示日に配布 質問時期：本会議2日目（会派代表質問） 通 告：通告制をとっている 質問時間：3人以上の会派に対し、1会派当たり20分、人数割として1人あたり2分を合計した時間 （例 3人会派の場合 20分+6分=26分） 質問回数制限：2回以内
かすみがうら市	配布時期：施政方針（案）原稿は、告示日に配布 質問時期：一般質問終了後、に行う 通 告：通告制をとっている 質問時間：質問及び答弁時間を含め、30分以内 質問回数制限：無制限

3 平成 31 年第 1 回定例会の施政方針に対する質問例

施政方針：雇用環境については、今回の景気回復が始まった平成 24 年の有効求人倍率は年平均で 0.82 倍でありましたが、昨年は 1.61 倍と大幅な改善がみられました。平成 5 年以来の非常に良好な雇用環境となっております。

質 問：雇用環境について、市長は「平成 5 年以来の非常に良好な雇用環境となっている」と言うが、「所得環境の改善」に繋がっていると考えているか、伺う。

施政方針：さらに本年 10 月に予定されている 消費税の増税の影響など経済へのリスク要因も抱えており、今後 とも注視していかなければならない状況にあると考えております。

質 問：本年 10 月に予定されている消費税の増税について、「経済へのリスク要因」を述べているが、12 年末に安倍首相が政権に復帰し、14 年 4 月に消費税の税率を 5 %から 8 %に引き上げてから、消費が落ち込んで深刻な消費不況が続いている。市長は、こんな経済情勢のもとで増税を強行していいと考えているのか、伺う。

施政方針：私は常日頃から、まちづくりは行政のみで進めるのではなく、「市民と行政による協働のまちづくり」が非常に重要であると考えております。

質 問：市長は「市民と行政による協働のまちづくりが非常に重要である」と言うが、ごみ行政は市民と行政による協働のまちづくりの典型だ。新広域ごみ処理施設建設の強行は、市民無視の行為だと考えるが、伺う。